ロ　当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　次に掲げる金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額（次に掲げる金額のいずれも有する場合には、その定める金額の合計額）

(1)　第三十九条の四十四第五項第一号に定める金額　法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額（(2)において「調整前連結税額超過構成額」という。）に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十四第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

(2)　第三十九条の四十四第五項第二号に定める金額　調整前連結税額超過構成額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度超過額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十四第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度超過額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

第三十九条の四十五の六第三項に次の一号を加える。

十一　当該一の規定による税額控除可能額が法第六十八条の十五の七第一項第十三号に掲げる規定によるものである場合　前条第十項に規定する調整前連結税額から控除された金額は、当該金額から次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を控除した金額とする。

イ　当該規定による税額控除可能額の全部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　当該規定による税額控除可能額

ロ　当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　当該規定による税額控除可能額の全部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　当該規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　同項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の法第六十八条の十五の六第七項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による税額控除可能額又は同条第八項の規定により同条第七項に規定する税額控除限度額とされた金額のうち同項及び同条第八項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

第三十九条の四十五の六を第三十九条の四十八とする。

第三十九条の四十五の五第十一項中「から当該雇用者給与等支給額のうち日々雇い入れられる者」を「のうち同項第六号に規定する継続雇用者（以下この条において「継続雇用者」という。）」に、「を控除した金額」を「（雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者（第十四項において「一般被保険者」という。）に該当する者に対して支給したものに限り、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第九条第一項第二号に規定する継続雇用制度の対象である者として財務省令で定める者（第十四項において「継続雇用制度対象者」という。）に対して支給したものを除く。次項から第十四項までにおいて「継続雇用者給与等支給額」という。）」に改め、同条第十二項中「国内雇用者（当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の同項第三号に規定する支給額に係るものに限り、日々雇い入れられる者を除く。」を「継続雇用者（継続雇用者給与等支給額に係るものに限る。」に改め、同条第十三項及び第十四項を次のように改める。

13　連結親法人及びその各連結子法人の継続雇用者給与等支給額の合計額が零となる場合には、法第六十八条の十五の五第二項第六号に規定する計算した金額は、一円とする。

14　法第六十八条の十五の五第二項第七号に規定する政令で定める金額は、適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）に係る給与等支給額のうち継続雇用者（継続雇用者給与等支給額に係るものに限る。）に係る金額（一般被保険者に該当する者に対して支給したものに限り、継続雇用制度対象者に対して支給したものを除く。次項及び第十六項において「継続雇用者比較給与等支給額」という。）とする。

第三十九条の四十五の五第十五項から第十八項までを削り、同条第十九項中「国内雇用者（当該前連結事業年度等の給与等支給額に係るものに限り、日々雇い入れられる者を除く。」を「継続雇用者（継続雇用者比較給与等支給額に係るものに限る。」に改め、「当該前連結事業年度等の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該合計した数に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前連結事業年度等の月数で除して計算した数」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第二十項中「連結子法人の前項に規定する合計した数の合計数」を「各連結子法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十一項を削り、同条第二十二項中「、第十項、第十三項、第十四項から第十七項まで（前項において準用する場合を含む。）及び第十九項」を「及び第十項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十三項中「政令で定める金額」の下に「及び法第六十八条の十五の五第六項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第三十九条の四十六とし、同条の次に次の一条を加える。

（生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第三十九条の四十七　法第六十八条の十五の六第一項に規定する政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

一　機械及び装置　一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式。以下この条において同じ。）の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下第四項まで及び第九項において同じ。）が百六十万円以上のもの

二　工具、器具及び備品　一台又は一基の取得価額が百二十万円以上のもの（当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度（次に掲げる連結事業年度にあつては、それぞれ次に定める期間に限る。次号及び第四号において同じ。）において、取得（その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この条において同じ。）又は製作をして国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。以下この条において同じ。）に供した工具又は器具及び備品（それぞれ一台又は一基の取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額がそれぞれ百二十万円以上である場合の当該工具又は器具及び備品を含む。）

イ　法第六十八条の十五の六第一項に規定する指定期間（以下この条において「指定期間」という。）の初日前に開始し、かつ、当該初日以後に終了する連結事業年度　当該初日から当該連結事業年度終了の日までの期間

ロ　指定期間の末日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する連結事業年度　当該連結事業年度開始の日から当該末日までの期間

三　建物、建物附属設備及び構築物　一の建物、建物附属設備又は構築物の取得価額が百二十万円以上のもの（当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度において、取得又は建設をして国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した建物附属設備（一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が百二十万円以上である場合の当該建物附属設備を含む。）

四　ソフトウエア　一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のもの（当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度において、取得又は製作をして国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供したソフトウエア（一のソフトウエアの取得価額が三十万円以上のものに限る。）の取得価額の合計額が七十万円以上である場合の当該ソフトウエアを含む。）